

広
報

ありがわ

人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち

05

2020 May
vol.173

屋根より高い
こいのぼり



「ポップ絵本館」完成！ 絵本のまち 新たなランドマークに

「絵本のまち有田川」のランドマークとして、地域交流センター（ALEC）敷地内・有田鉄道線路跡「ポップみち」沿いに新施設が完成しました。愛称は、応募総数 250 点の中から選考し、坊岡佐知子さん（徳田）からご応募いただいた「ポップ絵本館」に決定しました。

今後はよみきかせなど、親子で楽しめるイベントを行っていく予定です。

※オープン時期は新型コロナウイルス感染症の影響で現在未定。決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。



写真左＝坊岡 佐知子さん
写真右＝楠木教育長

マスクを寄贈賜りました

3月24日（火）、株式会社はまだ 常務取締役 澤田直哉様からマスク 2,000 枚を寄贈賜りました。感染症予防に有効に使わせていただきます。

新型コロナウイルス感染症情報

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避けましょう！

- ①換気の悪い
密閉空間
- ②多数が集まる
密集場所
- ③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省 厚労省 コロナ



現在考えられている感染経路は飛沫感染と接触感染の2つです。風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、一人一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要です。

また、集団感染は特に『3つの密』（①換気の悪い密閉空間 ②多数の人が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面）の条件がそろう場所でリスクが高まるとされています。

なお、本誌に記載の情報は4月14日現在のものです。最新の情報は和歌山県庁ホームページや厚生労働省ホームページなどでご確認ください。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと

- ・部屋を分けましょう ・マスクをつけましょう
- ・こまめに手を洗いましょう ・定期的に換気をしましょう
- ・手で触れる共用部分を消毒しましょう
- ・汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう ・ごみは密閉して捨てましょう

新型コロナウイルス感染症に関して 県知事から県民の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の全国における感染拡大状況に鑑み、
県民の皆さまへ次のお願いをいたします。

外出の自粛などについて

- ①「3つの密」が重なるような場所への外出の自粛をお願いします。特に、繁華街の接客を伴う飲食店などへの外出の自粛について、強く要請します。
- ②咳や発熱などの症状がある場合は、通勤などであっても決して無理をして外出せず、まずは最寄りの保健所または県庁健康推進課にご連絡ください。
- ③生活用品の買い出しなど、生活維持のための外出についても、必要最低限の人数で行うなど、できる限り人と人との接触機会を少なくするようにお願いします。
- ④対象区域への往来自粛については、次のことについて特に留意してください。
 - ・対象区域への通院であっても、医療機関と相談の上、直接受診を減らすなどの工夫を行い、できる限り対象区域への往来自粛をお願いします。
 - ・特に、都市部や歓楽街など人混みが多く、感染リスクが高いと思われる場所への往来については強く自粛を要請します。
 - ・対象区域に通勤している方は、テレワークを活用するなど、できる限り在宅での勤務をお願いします。なお、勤務先で在宅勤務や時差出勤制度の活用について理解が得られないなど、お困りの方は相談窓口「和歌山県商工観光労働総務課（☎073 - 441 - 2725）」にご連絡ください。
 - ・観光業などの事業者の皆さまには、対象区域から予約があった場合に自粛を働きかけていただくようお願いします。
- ⑤その他一般的に、外出については必要性をよく考え、先送りできるのであれば自粛をお願いします。

緊急事態措置すべき区域から 帰省・転勤された方について

現在、2週間の自宅待機とともに「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への連絡をお願いしていますが、ご近所で対象区域から帰省や転勤された方がいらっしゃる場合は、このことについてお伝えし、登録をお勧めしてください。

帰国者・帰省者・転勤者
連絡ダイヤル

☎073 - 441 - 2170

厚生労働省の電話相談窓口

☎0120 - 565653 (フリーダイヤル)
【9時～21時】

和歌山県 健康推進課

☎073 - 441 - 2170 【24時間対応】

湯浅保健所

☎64 - 1291



耐震診断 建設課（吉備庁舎）

●補助内容

- ・木造住宅／無料で木造耐震診断士を派遣
- ・非木造住宅／耐震診断費用の3分の2を補助（上限8万9,000円）

●補助対象建物／次のすべての条件を満たす建物が対象

- ・有田川町内に存する個人所有のもので申請者が対象建物を所有し、居住または居住を予定している住宅であること。
- ・平成12年（2000年）5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住居として使用しているもの）、長屋または共同住宅。
※非木造住宅は昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された住宅のみ対象。
- ・地上階数が2以下かつ延べ床面積200㎡以下のもの。

※木造住宅について、枠組壁工法、丸太組工法、鉄骨造等との混構造、建築基準法旧38条の認定工法は対象外となります。

※その他諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。

●申し込み方法／申込用紙に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

- ・申込用紙の配布・受付場所／建設課（吉備庁舎）・清水行政局建設環境室
※申込書は、ホームページからも取得できます。
- ・受付期間／5月11日（月）～令和3年（2021年）2月5日（金）
※役場開庁日時に伴う。 ※期間中であっても、予算上限に達し次第、締め切ります。
※着工後の申請は受け付けません。
- ※申し込みには、建物の概要がわかる書類（固定資産の納税通知書など）や町税の完納証明書などが必要です。詳しくはお問い合わせください。



耐震診断の結果 耐震性が低い場合に次の補助が受けられます

①住宅の耐震改修費の一部補助

個人所有の戸建て住宅、長屋および共同住宅について、基準を満たす耐震改修（現地建て替えを含む）を行う場合、耐震改修費の一部を補助する制度です。

- ・補助金の額／上限116万6,000円
- ・募集戸数／4戸（抽選）

※募集戸数は予算の都合で増減する場合があります。

※令和3年（2021年）2月26日（金）までに、工事完了報告書を提出する必要があります。

●申し込み方法／申込用紙に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

- ・申込用紙の配布・受け付け場所／建設課（吉備庁舎）・清水行政局建設環境室
※申込書は、ホームページからも取得できます。
- ・受付期間／5月11日（月）～5月22日（金）※役場開庁日時に伴う。
※受付期間内に申込者数が募集戸数を上回った場合は抽選となります。
※受付期間内に募集戸数に満たなかった場合は、12月24日（木）までの期間、募集戸数に達するまで先着順に受け付けます。
※着工後の申請は受け付けません。

②耐震ベッド・耐震シェルター設置費の補助

個人所有の木造の戸建て住宅、長屋および共同住宅について、耐震ベッドまたは耐震シェルターを設置する場合、設置費の一部を補助する制度です。

- ・補助金の額／耐震ベッド・耐震シェルター設置工事費用の3分の2（上限26万6,000円）
- ・募集戸数／1戸（抽選）

住宅の地震対策は できていますか？

今後予想される大地震から命を守るためには、住宅の耐震性が重要となります。有田川町では、住宅の耐震化を促進し地震に強いまちづくりを進めるため、補助事業を実施しています。

ご利用ください 「代理受領制度」

木造住宅の耐震改修などに取り組みやすくなるため、「代理受領制度」を実施しています。

代理受領制度を利用すると、申請者は耐震改修工事費などから補助金を差し引いた額を用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。詳しくはお問い合わせください。

危険なブロック塀などの撤去費用を補助

地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀などの倒壊による被害の軽減と避難経路の寸断を防ぐため、危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。

●補助対象となるブロック塀など

道路等に面しているものでブロック塀などの高さが、道路面から60cm以上かつ道路等の境界線までの水平距離より高いもの。

※「道路等」とは、国・県・町が管理する道路(里道などを含む)、その他公衆の用に供する道路を差します。

※「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀・石塀・レンガ塀・土塀その他これらに類する塀を差します。

※民地と民地との境界にあるブロック塀等は補助対象外です。

●申請できる方

補助対象となるブロック塀などを所有する個人であって、ブロック塀などを撤去される方。

●補助対象工事

・道路等に面しているブロック塀等の全部または一部を取り除く工事。ただし、一部を取り除く場合は道路面からの高さを60cm未満にすること。

問建設課 (吉備庁舎)

※建築基準法第42条第2項に規定する道路(後退義務道路:有田振興局建設部建築グループで確認できます)内のブロックなどを撤去する場合は、その全てを撤去すること。

・有田川町内に本店を置く事業者に請け負わせる工事であること。

●補助金額

・ブロック塀等の撤去に要する費用または町が定めた標準工事費のうちいずれか低い金額の3分の2(上限10万円)

※フェンス・門扉などの撤去費は補助対象外です。

●申し込み方法/申込用紙に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

・申し込み用紙の配布・受付場所/建設課(吉備庁舎)・清水行政局建設環境室

※申込書は、ホームページからも取得できます。

・受付期間/5月11日(月)~令和3年(2021年)2月5日(金)

※役場開庁日時に伴う。

※期間中であっても、予算上限に達し次第締め切ります。

※着工後の申請は受け付けません。

※その他諸条件があるので詳しくはお問い合わせください。

家具を凶器にさせないために「家具転倒等防災対策支援事業」

問総務課 (吉備庁舎)

地震による負傷者の約3割から5割が家具の転倒などによるものです。町では、家具の転倒などによる被害の防止と軽減を図るため、家具固定を支援しています。

●事業内容

対象1世帯あたり家具3台まで家具固定を行います(事業はシルバー人材センターに委託)。

●対象者/次の2項目に該当する方

①町内在住で、町に住民登録されている方

②次のいずれかに該当する世帯

(1)65歳以上の人だけで構成されている世帯

(2)要介護3以上の判定を受けている人が属する世帯

(3)障害者手帳を有する人で、障害の程度が1級または2級の人が属する世帯

(4)療育手帳を有する人で、障害の程度がA判定の人が属する世帯

(5)精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人が属する世帯

(6)特定疾患医療受給者証の交付を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児が属する世帯

(7)前述の6項目に準じる状態で、町長または自治会などが必要と認める世帯

●費用負担

原則、個人負担はありません。

ただし、取り付け金具などの費用が1,000円を超過した場合、超過分は個人負担となります。

●申し込み

・受付期間/~令和3年(2021年)2月26日(金)

・申込受付場所/総務課(吉備庁舎)・やすらぎ福祉課(金屋庁舎)・清水行政局総務政策室

※役場開庁日時に伴う。

※期間中であっても、予算上限に達し次第締め切ります。

人事異動

4月1日付で人事異動を行いました。
紙面の都合上、部長級・課長級・班長級・
新採用・退職者のみの掲載となります。

※部長級・課長級における〔 〕内は旧職
※頭「◎」は昇格または昇任

部長級

- ◎消防長 中裕準〔総務政策部長〕
- ◎総務政策部長 一ツ田友也〔議会議務局長〕
- ◎議会議務局長 竹中幸生〔総務政策部総務課長〕
- ◎教育部こども教育課長 富山眞紀〔福祉保健部健康推進課長〕
- ◎福祉保健部健康推進課長 井本英克〔福祉保健部長寿支援課長〕
- ◎産業振興部商工観光課長兼商工観光班長 白川晶也〔産業振興部産業課長兼農山村交流班長〕

課長級

- ◎消防総務課長 岩井伸幸〔清水消防署警備第2班班長（課長補佐級）〕
- ◎予防課長 宮本康之〔消防総務課長〕
- ◎警防課長 大前広芳〔警防課長補佐兼警防係長事務取扱〕
- ◎通信指令課長（警備第1班） 永廣博幸〔吉備金屋消防署副署長兼庶務係長事務取扱〕
- ◎建設環境部水道課庶務班長 嶋田鉄也
- ◎教育部こども教育課こども教育班長 津老計典

班長級

- ◎建設環境部水道課庶務班長 嶋田鉄也
- ◎教育部こども教育課こども教育班長 津老計典
- ◎建設環境部水道課庶務班長 寺杣真英
- ◎建設環境部水道課工務班長 徳常正樹
- ◎教育部社会教育課スポーツ青少年班主事 藤井慶太
- ◎教育部社会教育課文化情報班主事 川村竜央
- ◎福祉保健部健康推進課健康推進班主事 市川貴子
- ◎福祉保健部長寿支援課地域包括支援センター主事 後安杏紅
- ◎建設環境部水道課工務班主事 山崎涼
- ◎産業振興部商工観光課商工観光班主事 栗山冨奈
- ◎福祉保健部健康推進課健康推進班保健師 谷本由香理
- ◎藤並保育所保育士 サガラレイミョージ
- ◎きび森の保育所保育士 泉稚菜
- ◎きび森の保育所保育士 西川巴葉
- ◎消防本部消防総務課付（消防学校派遣） 井口泰星
- ◎消防本部消防総務課付（消防学校派遣） 前出真也人
- ◎消防本部消防総務課付（消防学校派遣） 西岡篤志
- ◎消防本部消防総務課付（消防学校派遣） 山本盟

新採用

- ◎産業振興部林務課長兼林務班長 上田隆章〔産業振興部産業課林務班長〕
- ◎建設環境部下水道課長兼施設管理班長 中村博司〔建設環境部下水道課施設管理班長〕
- ◎教育部こども教育課子育て支援センター所長 西井裕子〔住民税務部税務課町民税班長〕
- ◎福祉保健部長寿支援課長兼長寿支援班長 水崎誠〔福祉保健部長寿支援課長寿支援班長〕
- ◎総務政策部総務課長兼人事秘書班長 新田耕作〔総務政策部総務課人事秘書班長〕
- ◎産業振興部産業課長 南長寿〔産業振興部産業課産業班副班長〕
- ◎金屋第二保育所所長 玉置雅子〔清水保育所所長〕
- ◎清水保育所所長 新田千寿〔金屋第一保育所主任保育士〕
- ◎吉備金屋消防署長 近西優彰〔予防課長〕
- ◎清水消防署長 和田章〔清水消防署副署長兼庶務・予防係長事務取扱〕
- ◎消防総務課長 岩井伸幸〔清水消防署警備第2班班長（課長補佐級）〕
- ◎予防課長 宮本康之〔消防総務課長〕
- ◎警防課長 大前広芳〔警防課長補佐兼警防係長事務取扱〕
- ◎通信指令課長（警備第1班） 永廣博幸〔吉備金屋消防署副署長兼庶務係長事務取扱〕
- ◎建設環境部水道課庶務班長 嶋田鉄也
- ◎教育部こども教育課こども教育班長 津老計典
- ◎住民税務部税務課固定資産税班長 中元崇夫
- ◎福祉保健部健康推進課家庭支援総合センター長 高垣貴子
- ◎住民税務部住民課保険年金班長 東広樹
- ◎清水行政局産業振興室産業振興班長 青石賢治
- ◎清水行政局建設環境室環境班長 木下克宏
- ◎住民税務部税務課町民税班長 栖原信子
- ◎教育部社会教育課文化情報班司書（班長） 杉本和子
- ◎建設環境部下水道課庶務班長 寺杣真英
- ◎建設環境部水道課工務班長 徳常正樹

令和元年度 和歌山県 消防功労者 定例表彰



- 消防庁官表彰 功労章
- 消防庁官表彰 永年勤続功労章
- 消防庁官表彰 永年勤続功労章
- 消防庁官表彰 永年勤続功労章
- 県知事表彰 功労章
- 県知事表彰 永年勤続功労章
- 県知事表彰 永年勤続功労章
- 県知事表彰 永年勤続功労章
- 日本消防協会長表彰 功績章
- 日本消防協会長表彰 精績章
- 日本消防協会長表彰 精績章
- 日本消防協会長表彰 精績章
- 日本消防協会長表彰 精績章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 日本消防協会長表彰 勤続章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 竿頭綬
- 和歌山県消防協会総裁表彰 竿頭綬
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 功績章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章
- 和歌山県消防協会総裁表彰 勤続章
- 有田川町消防団 団長 保江 宗治
- 有田川町消防団 副団長 宮井 弘
- 有田川町消防本部 消防司令 坂井 信之
- 有田川町消防本部 消防司令 三田 正和
- 有田川町消防本部 消防司令 高井 永行
- 有田川町消防団 分団長 西脇 直次
- 有田川町消防本部 消防司令 森下 周司
- 有田川町消防本部 消防司令 永廣 博幸
- 有田川町消防団 副団長 東 邦一
- 有田川町消防団 副団長 松井 一夫
- 有田川町消防団 副団長 大浦 伸吾
- 有田川町消防団 分団長 佐々木 義郎
- 有田川町消防団 分団長 西 修二
- 有田川町消防団 副団長 東 邦一
- 有田川町消防団 分団長 西 恭司
- 有田川町消防団 分団長 古川 雄之
- 有田川町消防団 副分団長 澤田 利彦
- 有田川町消防団 班長 面井 一雄
- 有田川町消防団 団員 後 一郎
- 有田川町消防団 団員 田中 晃
- 有田川町消防団 団員 山本 雅也
- 有田川町消防団 団員 西 建一
- 有田川町消防団 団員 久保 秀樹
- 有田川町消防団 団員 則岡 宏
- 有田川町消防団 団員 中家 康兆
- 有田川町消防団 団員 谷岡 一也
- 有田川町消防団 団員 鈴木 幸敏
- 有田川町消防団 団員 谷口 輝代史
- 有田川町消防団 団員 岩本 康彦
- 有田川町消防団金屋支団第1分団
- 有田川町消防団清水支団第9分団
- 有田川町消防団 分団長 藤岡 辰夫
- 有田川町消防団 分団長 中裕 隆平
- 有田川町消防団 分団長 楠 芳樹
- 有田川町消防本部 司令補 上久保 成高
- 有田川町消防団 副団長 竹上 昌宏
- 有田川町消防団 分団長 藤岡 辰夫
- 有田川町消防団 団員 上中 健三
- 有田川町消防団 団員 田中 邦生
- 有田川町消防団 団員 辻本 恭嗣

退職

- 栗栖 誠 「消防長」
- 有本 信 「建設環境部下水道課長兼庶務班長」
- 東 公道 「教育部こども教育課長兼子育て支援センター所長兼こども教育班長」
- 久寿 淳文 「建設環境部水道課水道班長」
- 温井 貞雄 「建設環境部環境衛生課環境衛生班副班長」
- 北畑 美矢子 「金屋第二保育所長」
- 斯波 あゆみ 「きび森の保育所保育士」
- 赤井 ヒトミ 「御霊小学校調理員」
- 中西 眞美 「田殿小学校調理員」
- 原田 多基子 「藤並小学校調理員」
- 三田 正和 「清水消防署長」
- 坂井 信之 「消防本部通信指令課長」
- 井本 勝美 「消防本部予防課主幹兼予防係長兼吉備金屋消防署予防指導係長事務取扱」
- 前田 一 「清水消防署警備第2班副班長兼警備係長」
- 若林 康樹 「清水消防署警備第1班副班長兼警備係長心得」

各種納期限のお知らせ

■ 税務課（吉備庁舎）【町税】

住民課（吉備庁舎）【後期高齢者医療保険料】

長寿支援課（金屋庁舎）【介護保険料】

軽自動車税

全期 2020/ 6/ 1

納税通知書と納付書は5月11日頃発送予定です。口座振替の場合は、納税通知書のみ送付します。

固定資産税

第1期 2020/ 6/ 1

第2期 9/30

第3期 11/30

第4期 2021/ 2/ 1

納税通知書と納付書は5月11日頃発送予定です。口座振替の場合は、納税通知書のみ送付します。

町県民税

第1期 2020/ 6/30

第2期 9/30

第3期 11/30

第4期 2021/ 2/ 1

納税通知書と納付書は6月10日頃発送予定です。口座振替・年金天引きの場合は、納税通知書のみ送付します。

国民健康保険税

第1期 2020/ 7/31

第2期 8/31

第3期 9/30

第4期 11/ 2

第5期 11/30

第6期 2021/ 1/ 4

第7期 2/ 1

第8期 3/ 1

納税通知書と納付書は7月13日頃発送予定です。

口座振替・年金天引きの場合は、納税通知書のみ送付します。

※国民健康保険の加入者数に変更があったり、国民健康保険に加入・脱退したりする場合は、必ず手続きが必要になります。手続きをしない場合、国民健康保険税がかかり続けることになるのでご注意ください。

※国民健康保険税は、世帯主に課税されます。

令和2年度（2020年度）の各種町税の納期限は記載のとおりです。納期限を過ぎると、その日数に応じて延滞金が加算されます。お忘れのないように納付してください。

ご注意ください

- 複数納期限のある税金については、全期分と期別分の納付書をまとめて送付します。期別で納付する場合は、各自で納付書の保管を行ってください。
- 30万円以上の納付書は、コンビニでの取り扱いができないのでご了承ください。

後期高齢者医療保険料 （普通徴収）

第1期 2020/ 7/31

第2期 8/31

第3期 9/30

第4期 11/ 2

第5期 11/30

第6期 2021/ 1/ 4

第7期 2/ 1

第8期 3/ 1

第9期 3/31

保険料納入通知書と納付書は7月中旬から発送予定です。

口座振替や年金から天引きの場合は、納入通知書のみ送付します。

介護保険料

第1期 2020/ 7/31

第2期 8/31

第3期 9/30

第4期 11/ 2

第5期 11/30

第6期 2021/ 1/ 4

第7期 2/ 1

第8期 3/ 1

保険料納入通知書と納付書は7月中旬から発送予定です。

口座振替や年金から天引きの場合は、納入通知書のみ送付します。

口座振替が便利です！

口座振替の手続きは、取り扱い金融機関（紀陽銀行・ありだ農協・きのくに信用金庫・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行）で行ってください。一度登録すると、変更のない限り登録いただいた口座から振り替えを行うので、年度が替わっても再度申請する必要はありません。

特に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料については、今まで年金から天引きされていた人でも、保険料に変更のあった場合などは天引きされない期間が発生します。

納め忘れのない、便利な口座振替の登録にご協力ください。

高齢者の暮らしを応援!

地域包括支援センターだより

岡金屋庁舎 ☎ 32-5102 (直通)
清水行政局 ☎ 25-1269 (直通)

有田川町地域包括支援センターでは、介護予防などの相談に応じています。

おたっしゃさ〜ん!

〜これからも現役!いつまでも現役!〜

小畑 松子 さん (84歳)



仏花を束ねてお店に出荷することが楽しみの小畑さん。注文が多い時には100束の仏花を出荷しています。しかし以前は、腰と膝の痛みがあり立ったり歩いたりするのも一苦勞で、日々の生活もしんどくなっていました。そんな小畑さんに、同じような悩みを抱えていたご近所のお友達が「短期集中予防サービスに通って動くのが楽になった」と言ってくれたことがきっかけとなり、「短期集中予防サービス」に通い始めました。週に1回の施設での運動訓練と自宅での運動を続けること3カ月、日常の動きがスムーズにできるようになり、今は近所への買い物や通院も歩いていけるようになりました。「楽になったし通ってよかったよ。これからも教えてもらった運動を続けていきます」と話してくれました。

「短期集中予防サービス」をご存じですか？

リハビリ専門職からアドバイスを受け、自宅での生活動作を改善しよう!

●対象者／要支援1・要支援2・事業対象者のうち、いずれかの認定があり自宅での動きに不安のある人

- 【例えば…】
- ・階段の登り降りが大変
 - ・洗濯物が干しにくくなってきた
 - ・掃除機をかけるのがつらい
 - ・もっと楽に畑仕事をしたい —— など

●場所／特別養護老人ホームしみず園

●内容／週1回・3カ月間・送迎あり

ご本人と話し合いながら、リハビリ専門職が必要なプログラムを指導し、自宅での動作練習や運動が効果的に進むよう支援します。また担当ケアマネージャーと一緒にフォローします。

●自己負担／なし



運動のすすめ

健康推進課（金屋庁舎）
清水行政局住民福祉室

運動することは、生活習慣病の予防や改善だけでなく、寝たきりや認知症の予防など、さまざまな健康効果をもたらしてくれます。気候のいい時季を利用して、無理せず続けられる自分に合った運動を見つけませんか。

運動の健康効果

- ・生活習慣病の予防や改善
- ・肥満の予防
- ・心臓や肺の機能が高まる
- ・筋力がアップし、柔軟性・バランス力が維持される
- ・免疫力がアップする
- ・ストレス解消 —— など

気軽にできる運動から

ウォーキングは一人でも誰かと一緒にでも手軽に始められます。自分の都合や体力に合った時間を自由に選ぶことができるため、初心者にぴったります。

他にも地域の公民館や集会所などで行われている、体操や筋トレの自

主グループの活動や教室などもあります。

身近な人で取り組んでいるものがあればまねてみるのもいいかもしれません。とにかく興味のあるものがあれば、一度体験してみましょう。

運動は苦手という人へ

生活活動量を増やすよう、意識しましょう。例えば次のような行動があります。

- ・近くへ出かけるときは乗り物に乗らず、歩きましょう。
- ・エレベーターを使わず、階段を利用しましょう。
- ・身体を使う家事を積極的に。「座る」「立つ」「歩く」時の姿勢を正しく。

運動のきつかけづくり

「健康運動教室」

令和元年度（2019年度）に運動教室に参加された人の中では80%の人に、運動習慣の変化が見られました。今年度の予定は次のとおりです。運動のきつかけづくりにな

ると思う方はぜひご利用ください。
※対象／町内在住で医師から運動を制限されていない20歳以上の方

●吉備教室（毎月1回）

・開催日／毎月第1木曜日（6月から再開予定）

・時間／19時30分～20時30分
・場所／きび保健福祉センター2階多目的室

・講師／健康運動指導士 津本クミ子先生

・内容／関節や筋肉の動きをよくする機能改善エクササイズを取り入れたリズム体操とヨガ
・申し込み／不要

●金屋教室（全6回）

8月～10月に金屋文化保健センターで実施予定。

●清水教室（全6回）

10月～11月に清水保健センターで実施予定。

※金屋教室・清水教室ともに、内容はインボディ（筋肉量・体脂肪量・基礎代謝）の測定、エクササイズやヨガを行います。詳細はチラシでお知らせします。

※新型コロナウイルス感染症に関連する状況により、日程を変更する恐れもあります。ご了承ください。

乳幼児を子育て中の皆さまへ

**子育て支援センターは
皆さまの子育てを応援します！**

子育てワンポイントアドバイス

ささくれた気持ちがやわらぐ子の寝顔
ママの笑顔が子どもの笑顔につながるよ

子育ての悩みや心配なこと、困ったことなどがあれば、子育て相談をご利用ください。

5月の子育て相談は、月～金曜日の8:30～17:15に承ります。電話相談と訪問相談、どちらでもお気軽にどうぞ！

●連絡先

子育て支援センター（旧きび中央保育所）

☎ 090-7966-1697・52-5474（ファクス兼用）

おとな

集団健診

健康推進課（金屋庁舎）
清水行政局住民福祉室

6月2日（火）

8:00～ 8:30 大谷公民館

特定・胃・大腸・胸部・乳房

9:30～ 10:00 水尻公民館

特定・胃・大腸・胸部・乳房

6月12日（金）

8:00～ 8:30 久野原消防詰所

特定・胃・大腸・胸部・乳房

9:30～ 10:00 安諦地区基幹集落センター

特定・胃・大腸・胸部・乳房

集団健診の受診には、事前に申し込みが必要です。申し込みは健康推進課（金屋庁舎）または清水行政局住民福祉室まで。

なお、新型コロナウイルス感染拡大状況などから、5月中の集団健診は中止となりました。6月以降の日程についても、中止となる場合があります。ご了承ください。



健康相談

健康推進課（金屋庁舎）
清水行政局住民福祉室

6月3日（水）

※5月6日（水）は祝日のためお休み

実施時間

9:00～11:00

■場所／金屋文化保健センター

こども

子どもの健康相談

健康推進課（金屋庁舎）
清水行政局住民福祉室

5月7日（木）金屋文化保健センター

5月11日（月）清水保健センター

5月14日（木）金屋文化保健センター

5月21日（木）金屋文化保健センター

6月1日（月）清水保健センター

6月4日（木）金屋文化保健センター

実施時間
9:00～
11:00

乳幼児健診

健康推進課（金屋庁舎）

4カ月児健診 [令和2年（2020年）1月生まれ]

5月26日（火）13:00～13:15

10カ月児健診 [令和元年（2019年）6月生まれ]

5月12日（火）12:30～12:45

1歳6カ月児健診 [平成30年（2018年）9月生まれ]

5月20日（水）12:45～13:00

2歳児健診 [平成30年（2018年）2月生まれ]

5月27日（水）12:45～13:00

3歳6カ月児健診 [平成28年（2016年）10月生まれ]

5月13日（水）12:45～13:00

■場所／金屋文化保健センター

あなたの健康を支える「国民健康保険」

医療費状況（令和2年（2020年）3月）

加入者数	7,749人
支払額	3億109万円
1人当たりの医療費	3万8,855円 (前年同月4万7,567円)
平成30年度（2018年度） 1人当たりの医療費	3万6,719円／月 44万630円／年

医療費が増えると、自己負担額や国保税の増加につながります。私たちのちょっとした心がけで、その増加を止めることができます。

<私たちにできること>

1. お医者さんのかかり方を見直しましょう
(重複・頻回受診などは、なるべく避けましょう)
2. 休日・時間外受診はできるだけ避けましょう
3. 薬は上手に飲みましょう
(ジェネリック医薬品について検討してみましょう)
4. 健康診断を受けましょう

消防だより

今年の出動件数

有田川町消防本部 ☎52・59550
 吉備金屋消防署 ☎52・59550
 清水消防署 ☎25・1243

火災 …… 1件
 救急 …… 302件
 救助 …… 1件
 (令和2年(2020年)3月31日現在)

病院紹介(和歌山県救急医療情報センター) ☎073・426・1199

心肺蘇生法

私たちは、いつ、どこで突然のけがや病気におそわれるかわかりません。それらの症状の中でも「心肺停止」は緊急を要する状態です。そんなとき、大切な命を守るためにも、そばに居合わせた家族や友人が心肺蘇生法などの応急手当を行うことがとても重要です。住民により心肺蘇生法が行われた場合の生存率や社会復帰率が高いことがわかっています。

大切な家族や友人の命を守るため、一度、心肺蘇生法について学んでみませんか。

消防署では、人形を使用して、実際に人工呼吸や、胸骨圧迫法、さらにAED(自動体外式除細動器・電気ショック)を体験して学べる講習会を随時開催しています。受講を希望される方は最寄りの消防署までお問い合わせください(申し込み必

要、受講料無料)。

またインターネット環境があれば、お持ちのパソコン、スマートフォンで心肺蘇生法の基礎知識を学ぶこともできます。



消防庁
 消防省
 向市民
 向け
 一般
 向け
 緊急
 時
 対応
 講習
 WEB

住宅用火災警報器は義務設置です

有田川町火災予防条例

有田川町消防本部では、町内のすべての住宅に対し住宅用火災警報器の設置推進を行っています。

令和元年度(2019年度)の全国標準調査の結果、有田川町内で条例通り設置できているのは75.5%であり、町内で4件に1件が設置できていない状況となっています。家族の命や財産を守るため、住宅用火災警報器は必ず設置し、適切な維持管理に努めましょう。

10年経ったら取り替えましょう

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、交換が必要です。交換の目安は、住宅用火災警報器を設置してから10年です。

また、10年が経過していなくても住宅用火災警報器が「いざ」というときに正常に作動するように、定期的な点検を行いましょ。点検方法は、ボタンを押す・ひもを引くなど、取扱説明書に従い、簡単に実施することができます。

住宅用火災警報器の効果

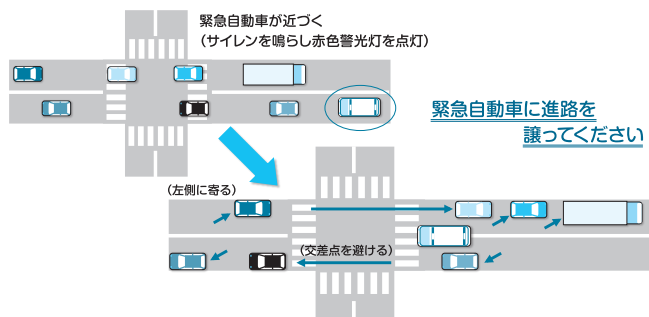
平成28年(2016年)から平成30年(2018年)までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生は4割減、焼損床面積と損害額は約半分になりました。

このことから、住宅用火災警報器を設置すれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少することが分かります。

緊急通行に対するご理解とご協力を

消防車や救急車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い業務を行うため、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要があります。

緊急自動車により安全、迅速に通行するためには皆さまのご協力が不可欠です。緊急自動車サイレンを鳴らして走行してきた場合には、周囲の状況に注意しながら速やかに進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



出展：総務省消防庁「消防の動き」平成26年(2014年)12月号

環境衛生課からの お知らせ

粗大ごみの特別収集

不要になった家庭用電化製品や自転車などの粗大ごみ収集を次の日程で実施します。集める場所については各地区の回覧物をご覧ください。指定された日時や場所を守り、区役員の指示に従って出してください。

● 吉備地域

- ・ 御霊地域 / 5月25日 (月)
- ・ 田殿地域 / 5月27日 (水)
- ・ 藤並地域 / 5月29日 (金)

● 金屋地域

- ・ 石垣・生石地域 / 6月8日 (月)
- ・ 五西月地域 / 6月10日 (水)
- ・ 鳥屋城・岩倉地域 / 6月12日 (金)

※いずれの地域も時間は朝7時～9時です。

※清水地域は10月ごろ実施予定。

お申し込みの目安

マッソージ機・ベビーカー・楽器類・スポーツ用品・健康器具・自転車

環境衛生課 (吉備庁舎)
清水行政局 建設環境室

〈ごみ分別すれば資源〉

車・椅子・テーブル・ベッド・ガスコンロ・石油ファンヒーター・電気こたつ・音響機器・照明器具・幼児用大型玩具・家電リサイクル4品目以外の家電製品など
※一般家庭から排出されるもので、出していないものに該当するものを除く

× 出してはいけないもの

● 大きすぎるもの / 一辺2mを超えるもの・縦横高さの合計が3mを超えるもの

● 布団・畳

※今年度から収集できません

※処分したい場合は、直接環境センターへお持ち込みください。

● 営業用・事業用の物品 / 農林業関連資材 (ホース・タンク・噴霧器・パレット) など

● 自動車・自動二輪車およびその部品 / タイヤ・ホイール・バッテリー・スポイラーなど

● 家電リサイクル法指定4品目 / テ

レビ (ブラウン管・液晶・プラズマ式など)・冷蔵 (冷凍) 庫・洗濯機および衣類乾燥機・エアコン (室外機を含む)

● PCリサイクルマーク付きパソコン

● 危険なもの・専門業者以外で処理できないもの / 消火器・ガスボンベ・草刈機・エンジン類・ワイヤー・がれき類・塩ビ管・針金・網・石こうボード・建築廃材・コンクリートブロックなど

野焼きは原則禁止です

最近、町内で野焼きに関する苦情が多く寄せられています。また、野焼きが原因となる火災も発生しています。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第一六条の二」で禁止されています。例えば、少量の生活ごみと燃やしても焼却することはできません。地面に穴を掘った焼却・ドラム缶焼却・ブロック囲い焼却など、いずれの焼却も禁止されています。

煙やすすの発生はもろろんのこと、悪臭やダイオキシンなども発生することがあり、人や動物に悪影響を与えます。法律で認められている

せてい枝、稲わらなど農林業を営むためにやむを得ない焼却であっても、近隣から苦情が出ないよう配慮をお願いします。悪質な野焼き行為は法律により罰せられ5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方の刑に処せられます。



家庭から出る 燃えるごみの収集量

令和2年 (2020年) 2月 / 約260トン
分担金相当額 / 約650万円

有田川町の家から出る燃えるごみや燃えないごみは環境センターで処理されており、その運営費の一部を分担金として支払っています。分担金はごみ搬入量と人口に基づいて計算され、10kg当たり約250円かかるとなります。

生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを目指しましょう。

園こども教育課（金屋庁舎）

小学校・中学校卒業式

3月9日（月）に中学校卒業式を、3月17日（火）に小学校卒業式を行いました。

新型コロナウイルス感染症の影響で例年とは異なる形式となりましたが、感染予防対策をし、無事に執り行うことができました。



吉備中学校



石垣中学校



金屋中学校



八幡中学校



田殿小学校



鳥屋城小学校

図書館だより

圃金屋図書館 ☎ 32-5789
地域交流センター (ALEC) ☎ 52-4730
ちいさな駅美術館 ☎ 52-2580
しみず図書室 ☎ 25-1788

お知らせ

■新カード無料交付期間を延長します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、無料交付期間を令和3年(2021年)3月31日まで延長します。

※令和3年4月1日以降は再発行手数料(300円)が必要

■毎月のイベントを当面の間中止

おはなし会・おひごでだっこのおはなし会は当面の間、中止いたします。楽しみにお待ちいただいております皆さまには誠に申し訳ございませんが何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

その他の行事・施設情報などは町ホームページで随時お知らせします。

■「2020ALECカルチャースクール」中止

先月ご案内していました2020ALECカルチャースクールにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため募集と開講を中止することになりました。楽しみにしていただいていた方には大変申し訳ありませんが、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

ALEC に新しい展示コーナーができました!

地域交流センター(ALEC)の漫画館で、日本の漫画やアニメの歴史が感じられる展示を始めました。今では手に入りにくい漫画やアニメ雑誌(閲覧可)、フィギュア、関連資料などをたくさん展示しています。

この中でも大きく紹介しているのが、「日本最古の漫画」といわれている絵巻物、鳥獣人物戯画(レプリカを展示)です。この絵巻物は、これまで多くの偉大な漫画家やアニメクリエイターに影響を与えてきたとされています。実は、鳥獣人物戯画が代々守られてきた高山寺(京都府)を創ったのは有田川町出身の偉人、明恵上人です。展示では明恵上人の生涯を紹介した動画も視聴可能となっています。ぜひ、これを機会にALECの漫画館をご利用いただき、お楽しみください。

4月29日(水・祝)、5月2日(土)~5月6日(水・祝)の期間、有田川ライブラリー(ALEC・金屋図書館・ちいさな駅美術館・しみず図書室)は休館となります。ご注意ください。

また、5月14日(木)は蔵書点検のため臨時休館いたします。

図書の返却には、ブックポスト(ALEC・金屋図書館・しみず図書室に設置)をご利用ください。

新着図書案内

■一般書

アパレル興亡 黒木亮/著
去年の雪 江國香織/著
今日も町の隅で 小野寺史宜/著
三年長屋 梶よう子/著
天穹の船 篠綾子/著
流浪の大地 本城雅人/著
流卵 吉村萬壺/著
絶対聖域 新堂冬樹/著
金木犀とメテオラ 安壇美緒/著
しゃもぬまの島 上島菜緒/著
言の葉は、残りて 佐藤雫/著

■児童書

らくごえほん ごんべえだぬき ... 川端誠/作
いたずらのすきなけんちくか
... 安藤忠雄/作 はたこうしろう/絵

5月の移動図書館

ALECまでお問い合わせください。



人権について考えよう

昨年12月の中頃に「中国で変な伝染病がはやってきている」というニュースが伝わってきました。海外の話でまさかと思いつきながら聞いていた

が、日本に寄港したクルーズ船の中で多くの感染者が確認されたから、全国的に大きなニュースとして取り上げられるようになりました。

特に有田川町のすぐ近くの病院で感染が確認されたからは、ただならぬ緊張感が伝わりました。町民の中でもその病院にお世話になっている人が多くいたからだと思えます。

それ以来、多くの人が集まるイベントをできる限り自粛する中で、人権機関有田川の映画会も2度にわたりに中止することとなりました。また、「誰よ誰よ」という話題も多く、私もできる限り話題を変えたり話に乗らないように努めたりしてきましたが、出会う人みんながこの感染症への関心が高いように感じ、まるで犯罪者を探しているようでした。「その人の家族にも近づいてはいけない」とまで言われ、このことが人権

に関わる大きな問題であることに皆さんが気付いていないように思いました。

日本全国で、いや世界中でこのような問題に直面しているのではないかと感じました。感染の恐れがある場所での接触は最大限の注意を払わなければならないと思いますが、その人権を侵害するようなことは決して行ってはいけないと思います。

今回の感染症に関する問題はまだまだ終息には至っていませんが、間違いなく人権にかかわる大きな教訓を残したと思います。二度と起こってほしくない事態ですが、万が一このようなことが再び発生した際には「病を憎んで人を憎まぬ」ようにしたいと思います。

人権機関有田川 杉澤純次

5月1日～7日は憲法週間

憲法や人権について考えましょう

5月3日の憲法記念日を含んだ毎

年5月1日～5月7日は憲法週間です。

日本国憲法は「国民主権」「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を重要な3つの柱としています。この基本的人権は「人間が人間らしい生活をする上で、誰もが生まれながらにもっている侵すことのできない永久の権利」であり、すべての人が安心して幸せに暮らせる地域社会の実現に欠くことのできない大切なものです。

人権擁護委員制度

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行されたこの日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談所の解説や地

私たちのまちの人権擁護委員

- 大西 恭子 (井谷)
- 柏木 敦子 (庄)
- 北林 利樹 (清水)
- 栗山 昌之 (尾中)
- 高居 涼子 (明王寺)
- 高垣 かすみ (吉原)
- 田中 伸幸 (庄)
- 田又 和彦 (吉原)
- 畑中 泰武 (小川)
- 堀内 尚規 (二川)

5月1日現在 50音順 敬称略

域住民の皆さまに人権への理解を深めてもらう活動に取り組んでいます。当町には町長から推薦され、法務大臣が委嘱した上記の人権擁護委員がいます。

人権問題でお困りの時は、最寄りの法務局の人権相談所または人権擁護委員までご相談ください。

法務省 令和2年度(2020年度)啓発活動重点目標

「人権啓発キヤッチコピー」

「誰か」のことじゃない。

お知らせ

人権特設相談所 (中止)

6月1日(月)に予定していた人権特設相談所の開設は、中止させていただきます。

●みんなの人権110番
電話/0570・003・110
(平日8時30分～17時15分)

■人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課
電話 22・4513
ファクス 32・4827

お知らせ

まちのデータ

(令和2年(2020年)3月末日現在)

人口 2万6,252人	交通事故発生件数 (3月中、物損含む)
男 1万2,414人	有田川町 48件
女 1万3,838人	死者0人 負傷6人
1万622世帯	湯浅警察署調べ

お問い合わせ
電話番号



吉備庁舎 }
金屋庁舎 } 52-2111
清水行政局 }

城山 23-0001
粟生 22-0351
五郷 22-0254
安出 26-0001
水出 52-5356
A L E C (アレック) 52-4730

環境セック 52-5384
プラスチ ック 52-7855
休日急患 52-4882
有田 田 52-3055
子育て支 52-5474
援センター { 090-7966-1697
有田川町少 52-8744
年センター

相談

5月の行政相談

● 5月20日(水)
きび保健福祉センター 13時30分
～ 16時

問 総務課

空き家なんでも相談会 相続や処分、管理方法などの無料相談

「売りたい」「活用したい」「どうやって管理しよう」など、空き家に関する、なんでも相談会を行政職員と専門家が無料で行います。

● 日時 / 5月26日(火) 13時30分～16時(完全予約制)

● 場所 / 有田振興局(湯浅町湯浅2355・1)

● 申し込み / ①氏名 ②連絡先 ③相談内容——を電話・ファクス(64・1268)・窓口のいずれかでご連絡ください。

※登記事項証明書や戸籍関係など、持参できる資料があれば相談がスムーズです。

問 有田振興局建設部建築グループ

☎ 64・1209

住まい

不良空き家の除却にかかる補助金制度

住宅などの空き家で、倒壊などの恐れのある危険な建物を解体する所有者などに対し、撤去費用の一部を補助する制度です。

● 申請できる人

- ・ 空き家の所有者
- ・ 空き家の所有者の相続人
- ・ 空き家の所有者の同意が得られている土地所有者

● 補助対象となる空き家 / 町内にある個人所有の住宅で、町から不良空き家の認定を受けたもの(延べ床面積の半分以上を住居として使用していたもの)

※事前に不良空き家の認定を受ける必要があります。町が実施する住宅の不良判定で、評点が基準以上となる空き家が認定されます。

※同一敷地内に居住者がいない土地であることなど、条件があります。

● 補助金の額 / 除却費用の3分の2(上限50万円)

● 募集予定戸数 / 20戸程度(予算に達し次第締め切ります)

● 申請受付開始日 / 5月11日(月)

問 建設課(吉備庁舎)

合併処理浄化槽 設置費補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。

● 補助対象区域 / 公共下水道事業計画区域と農業集落排水整備地区を除く区域

● 申請受付期間 / 11月13日(金)まで

※必ず浄化槽の設置工事に着手する前に申請してください。

※予算の範囲内で補助金を交付します。予算がなくなり次第受け付け終了となります。

● 補助金の上限額

- ・ 5人槽 / 43万2000円
- ・ 7人槽 / 53万8000円
- ・ 8人槽以上 / 71万2000円

● 補助金受給要件

・ 有田川町に住居登録されていること
と、または工事完了後に居住する方であること

・ 個人住宅であること(店舗併用住宅は条件により含む)

・ 令和3年(2021年)3月31日までに設置工事を完了し、補助金に係る必要書類を提出できること
・ 各町税を完納していること

問 下水道課

浄化槽を 使用している皆さまへ

浄化槽管理者には、次の3項目の維持管理が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽は適正に管理しましょう。

● 保守点検（浄化槽法第10条）

浄化槽の機能を発揮させるためには、定期的な点検や調整、薬剤の補給、修理など保守点検を受けなければなりません。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者で行ってください。

● 清掃（浄化槽法第10条）

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行わなければなりません。清掃は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

● 法定検査（水質検査）（浄化槽法第7条・第11条）

浄化槽は、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に1回、その後は年1回の水質の定期検査を受けなければなりません。県が指定した検査機関（公益社団法人和歌山県水質保全センター有田川事務所 ☎ 63・6161）で受けてください。

問 下水道課

◆ ◆ ◆ 年金

離婚時の年金分割制度 ご存じですか

「離婚時年金分割制度」とは、離婚をした場合にお二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができるとの制度です。

① 合意分割制度

・お二人からの請求により、年金を分割できます。

・年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続きによって決定されます。

② 3号分割制度

・国民年金第3号被保険者（厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の方）であった人からの請求により、年金を分割できます。

・年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。

・平成20年（2008年）4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※いずれの場合も離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があります。

問 和歌山西年金事務所 ☎ 073

・447・1660

◆ ◆ ◆ 税金

税務署への来署による相談は 事前予約を

税務署では、納税者の皆さまをお待たせしないよう、面接相談の事前予約制を実施しています。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）について、

税務署で面接相談をお受けします。ご希望の方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。税務署に電話↓自動音声案内で「2」を選択した後、「相談予約をしたい」とお伝えください。

問 湯浅税務署 ☎ 63・5351

◆ ◆ ◆ 募集

防衛省・自衛隊からのお知らせ 各種目 自衛官の募集

● 自衛官候補生

- ・資格／18歳以上33歳未満の者
- ・受付期間／6月26日（金）まで
- ・試験日／6月27日（土）
- ・試験会場／自衛隊和歌山地方協力本部庁舎（和歌山市築港1丁目14・6）
- 一般曹候補生
- ・資格／18歳以上33歳未満の者
- ・受付期間／5月15日（金）まで

- ・試験日／5月23日（土）
- ・試験会場／新橋ビル（和歌山駅前）
- 技術海上・航空幹部
- ・資格／大卒以上で応募資格に定められた学部・専攻学科などを卒業後、2年以上の業務経験のある者
- ・受付期間／5月22日（金）まで
- ・試験日／6月22日（月）
- ・試験会場／別途通知

● 技術海・空曹

- ・資格／20歳以上で国家免許資格取得者など
- ・受付期間／5月22日（金）まで
- ・試験日／6月19日（金）
- ・試験会場／別途通知
- ※いずれの種目についても、年齢要件の詳細はお問い合わせください。

問 防衛省自衛隊和歌山地方協力

本部 有田募集案内所（有田市宮崎町100-2） ☎ 0931-9931
E-mail wakayama.pco-arita@rct.gsdf.mod.go.jp



和歌山地方協力本部

献血

5月の献血

- 5月6日(水・祝)
スーパースタートオークワ有田川店 10時～12時・13時～16時30分
- 5月19日(火)
金屋庁舎 10時～12時・13時～16時
- 5月25日(月)
株式会社坂口製作所和歌山工場 10時～12時30分
清水行政局 14時～16時

問 社会教育課(金屋庁舎)

鍛地 秀和(西ヶ峯)
竹本 ゆり子(瀬井)

中西 和彦(糸野)
吉松 敏隆(吉原)

今井 敏郎(粟生)

白藤 邦子(杉野原)

杉澤 純次(清水)

鶴田 倫雄(楠本)

松本 博光(杉野原)

5月12日は 民生委員・児童委員の日

有田川町の民生委員・児童委員97

人は、全国民生委員児童委員連合会が発表した「支えあう 住みよい社会 地域から」のスローガンのもと、

地域の皆さまの立場に立って、安全

で安心な福祉のまちづくりを目指し

て、多くの機関と連携してさまざま

な取り組みをしています。

民生委員・児童委員は、厚生労働

大臣から委嘱された非常勤の公務員

です。地域の一員として住民の相談

に応じ、必要な支援が受けられるよ

う行政をはじめとした地域の専門機

関へとつなぐパイプ役として活動し

ています。また、地域の見守り役と

して、定期的な訪問や、児童の登下

校時の見守り活動などを行い、高齢

者や障害者世帯、子どもたちの安心

安全の確保に尽力しています。

主任児童委員とは、民生委員・児

童委員のうち、担当区域を持たず、

児童福祉に関することを専門的に担

当する民生委員・児童委員のことを

いいます。児童福祉関係機関との連

絡調整や地域の児童委員と連携しな

がら、課題を抱える子育て家庭への

支援をはじめとした児童健全育成活

動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員には、法律に

基づく守秘義務があり、相談内容の

秘密は守られます。安心してご相談

ください。

問 やすらぎ福祉課(金屋庁舎)

「2020年工業統計調査」を 行います

工業統計調査は、わが国の工業の

実態を明らかにすることを目的とし

た、統計法に基づく報告義務がある

重要な統計です。調査結果は中小企

業施策や地域振興などの基礎資料と

して活用されます。

調査時点は今年6月1日です。対

象となる事業所には調査員が連絡ま

たは訪問します。

調査へのご協力をお願いいたしま

す。

問 総務課(吉備庁舎)

大規模な土地取引には 届け出が必要

国土利用計画法は、土地の投機的

な取引や地価の高騰を抑制するとと

もに、無秩序な土地利用などを防止

するため、大規模な土地取引につい

て届け出制を設けています。

一定面積以上の土地については、

売買などの取引を行った場合に、土

地の利用目的などについて届け出る

必要があります。

● 一定面積以上の土地とは

・都市計画区域内／5000㎡以上

・都市計画区域外／1万㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する

土地の合計面積が前述の面積以上と

なる場合には、個々の取引ごとに届

け出が必要となる場合があります。

● 土地売買などの契約／売買、交換、

共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、

地上権・賃借権の設定・譲渡など

※これらの取引の予約である場合も

含みます。

● その他

・届け出は土地の権利取得者(買主

など)が行います。

・契約した日を含めて2週間以内に

届け出てください。

・届け出が不要な場合もあるので、

契約前にご相談ください。

問 建設課(吉備庁舎)

文化財保護審議会

案内

町内に所在する文化財を調査し、保

護に関して意見を述べる文化財保護審

議会の委員として次の方々を委嘱され

ました(敬称略)。今年度から津田清

文さん・中西和彦さん・白藤邦子さん

の3人が新たに委員となりました。委

員の任期は、令和2年(2020年)

4月1日からの2か年です。

川岸 光司(徳田)

河島 一昭(植野)

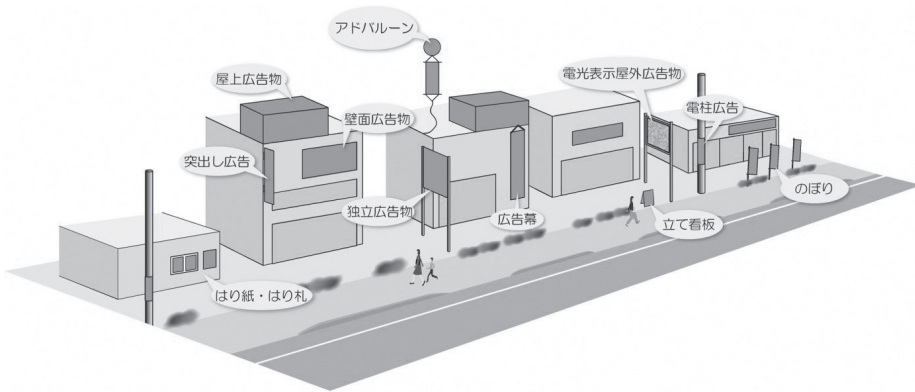
津田 清文(天満)

若宮 陽子(長田)

屋外広告物の表示には ルールがあります

屋外広告物は、日常生活に必要な情報を提供するとともに、街のにぎわいを演出するなど大切な役割を担っています。しかし、屋外広告物が無秩序に設置されれば、景観を損ねるだけでなく、時には思わぬ事故を招くこともあります。

和歌山県では屋外広告物が適正に



和歌山県屋外広告物条例の詳細については和歌山県 県土整備部 都市政策課のホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>) をご覧ください。

設置されるよう和歌山県屋外広告物条例によりルールを定めており、屋外広告物を設置する際には、町の許可を受ける必要があります。また、表示・設置できない場所や広告物の大きさ、高さなどの基準があるのでご相談ください。

問 建設課（吉備庁舎）

（仮称）紀中ウインドファーム事業 計画段階環境配慮書の縦覧 ・説明会の開催

環境影響評価法に基づき、（仮称）紀中ウインドファーム事業の計画段階環境配慮書を次のとおり縦覧します。

● 事業について

- ・ 事業者／住友林業株式会社・電源開発株式会社（2社の共同事業）
- ・ 事業名称／（仮称）紀中ウインドファーム事業
- ・ 事業概要／当町と日高川町の行政境付近の白馬林道周辺で計画する風力発電事業で、発電所の出力は最大で8万6000kW（単機出力最大4300kW程度×最大20基程度）を計画しています。
- ・ 縦覧場所／吉備庁舎1階ロビー・金屋庁舎1階ロビー・清水行政局1階ロビー・地域交流センター（ALEC）、日高川町役場など

- ・ 縦覧期間／5月中旬～6月中旬
- ※ 電子縦覧／<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

● 説明会

- ・ 日時／5月下旬頃または6月上旬頃

● 意見書の提出

計画段階環境配慮書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出できます。なお、自由書式ですが、提出書式は電子縦覧のホームページからもダウンロードできます。

- ・ 提出方法／氏名・住所・配慮書の名称・ご意見を記載し、郵送または縦覧場所に設置の意見書箱へ投函ください。
- ・ 提出期限／令和2年（2020年）6月中旬

- ・ 提出先／〒104・8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号 電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室宛

● その他／具体的な日程は日刊紙でお知らせします。

問 電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室

☎ 03・3546・9600（平日9時～17時）

援農者滞在・農家民泊施設 改修費用を補助します

農家自身が所有する自宅や倉庫の一部を改修し、援農者滞在場所や農家民泊施設として活用するための改修費用を補助します。

●対象

- ・個人／町内に住民登録されており、町内で農業を経営する農業者
- ・団体／農業協同組合、農業者で組織する団体もしくは協議会など

●補助対象経費／季節労働者または農業体験希望者の受け入れのために滞在と宿泊が可能な状態にするために必要な改修

※障子・ふすまの張り替え、畳の表替えなどの軽微な修繕工事および現状で使用可能な状態の改修は除く

●補助金額

- ・援農者滞在场所／補助対象経費の2分の1（上限50万円）
- ・農家民泊施設／補助対象経費の3分の2（上限100万円）

●申込受付期間／5月1日（金）～12月25日（金）

※予算の上限に達し次第受け付け終了

●申し込み／持参または郵送

※郵送の場合は「有田川町援農・農家民泊施設推進事業申込書在中」

▼ 社会福祉協議会からのお知らせ

介護職員初任者研修 受講生募集!

資格（介護職員初任者研修）を取って、福祉・介護職を目指しませんか？

6月開講

6/1(月)～7/8(水)

9:30～16:30

5/22

〆切

定員20名

約1ヶ月半で資格取得！
週3日（月・水・金）コース

受講料 **29,800円～**（テキスト代別）

対象：おおむね18～65歳の健康な方
★全17日間の研修で資格取得！
★資格取得後の就職サポート有り！

資格取得のチャンス!

社会福祉法人 **有田川町社会福祉協議会** 詳しくはHPまたは下記へお問合せ下さい
<http://www.aridagawa-shakyo.or.jp> ☎0737-52-8886

問 産業課（金屋庁舎）

と朱書きの上、簡易書留で送ると。
※申込必要書類は町ホームページに掲載しているほか、産業課でお渡しします。

第11回 手話にチャレンジ！「疲れる」

このコーナーでは、日常生活で使う手話を紹介します。

甲を前にした両手の指を開き、胸のあたりから両手の指先をだらりと下ろす。



※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。

編集後記

令和2年全国広報コンクールで受賞！

3月号で広報コンクールのお話を少ししましたが、この度「令和2年全国広報コンクール」で「ウェブサイト 町村部」で“読売新聞社賞”と“入選”を、「広報紙 町村部」で“佳作”をいただきました…！いつも見ていただいている皆さまのおかげです！ありがとうございます！！

今月はスペースがないので、来月以降の編集後記などで詳しく書ければと思います。今月は取り急ぎお知らせまで！
(広報担当)

令和2年度（2020年度）

有田川町区長名簿

大字	氏名	大字	氏名	大字	氏名	大字	氏名
てんま 天満	野崎 忠美	しょうに 庄二	堀江 宏三	いわのがわ 岩野河	大西 季寛	あお 粟生	今井 敏郎
ひとつまつ 一ツ松	栗山 浩延	かいぐら 垣倉	三角 彰	かわくち 川口	辻 勇	なかほら 中原	山口 忠男
きたすじ 北筋	樋口 明	はたらうら 畑浦	栗山 勝	たに 谷	宮崎 正嗣	かわい 川合	長碕 智
たかせ 高瀬	高木 敏昭	ひがしにゆうのす 東丹生図	木村 績	たていし 立石	栗本 孝彦	にさわ 二澤	東本 光正
はぶ 土生	坂井 信之	にしにゆうのす 西丹生図	川口 智司	ひこがせ 彦ヶ瀬	奥 正敏	きたのがわ 北野川	松本 吏郎
うえの 植野	船越 雅之	よしみ 吉見	林 重男	なせ 瀬井	川勝 退藏	なせ 三瀬川	高垣 憲次
おき 奥	辻岡 秀志	したとくだ 下徳田	野田 晴生	あせた 畦田	竹本 和泰	ひがしおおたに 東大谷	西林 米藏
みずしり 水尻	赤山 喜昭	うえとくだ 上徳田	中井 卓哉	にしがみねかみ 西ヶ峯上	南畑 貞吉	ふたがわ 二川	堀内 宏行
くまい 熊井	道上 義夫	おくとくだ 奥徳田	濃添 勇作	にしがみねしも 西ヶ峯下	新家 信宏	ひものかわ 日物川	高垣 幸治
くまい 熊井	なぎの里 表 博之	あきは 秋葉	佛 善孝	なか 中	田代 道弘	さかいがわ 境川	上久保 眞次
みよおうじ 明王寺	林 真司	よしほら 吉原	向井 清	なかみね 中峯	久保 貞雄	くすもと 楠本	竹上 昌宏
おしま 小島	鈴木 俊廣	いとがわ 糸川	井口 章	ほんどう 本堂	玉置 善裕	ぬま 沼	山本 邦一
のだ 野田	上田 淳	すりがわ 修理川	新田 清	ありはら 有原	上山 喜弘	とい 遠井	花田 寛
おおかはた 大賀畑	岡崎 貞夫	ういごけ 宇井苔	林 重治	あおだ 青田	中嶋 淳	みた 三田	鈴間 貴義
たぐち 田口	平畑 賢一	まつばら 松原	和田 一夫	ぬただ 沼田	岩倉 弘樹	みやがわ 宮川	稲見 優
おおたに 大谷	宮木 弘喜	かんぎじ 歓喜寺	魚平 浩司	のぶさか 延坂	温井 啓太	おおぞう 大蔵	小田 了
いのくち 井の口	森田 達也	ぶよう 伏羊	森田 茂	にしそ 西園	大西 敏文	しみず 清水	小向 光行
かし 賢	徳常 智士	よしだ 吉田	森本 茂徳	おのうえ 尾上	保関 将福	くのほら 久野原	見座 勝文
たすみ 田角	江川 一好	おがわふくい 小川福井	坂本 利文	おほら 小原	杉本 真治	しもゆかわ 下湯川	西脇 直次
ながたに 長谷	岩祖 敏昭	おがわうえの 小川上野	庄田 孝行	おいし 生石	山田 順二	かみゆかわ 上湯川	東 達貴
ふなさか 船坂	岩倉 晴夫	おがわなかむら 小川中村	大西 秀典	にう 丹生	成瀬 正嗣	いだに 井谷	田中 邦生
いで 出	岡崎 昌史	おがわたんば 小川丹波	高垣 重彦	いと 糸野	中東 由明	いたお 板尾	宮尾 啓司
おなか 尾中	栗生 晶弘	なかの 中野	上山 文雄	しもむつがわ 下六川	青木 雄一郎	すぎのほら 杉野原	白藤 勝俊
すみ 角	青木 将博	いちば 市場	北山 泉	かまなか 釜中	中西 久和	おして 押手	辻本 恭嗣
ながた 長田	溝上 一男	なかいばら 中井原	東 公道	くろまつ 黒松	藤原 敬行	ぬまたに 沼谷	中植 正富
かみなかしま 上中島	森田 武良	かなや 金屋	椿原 竜二	かみむつがわ 上六川	保井 伸夫		
しょういち 庄一	吉田 春夫	はせがわ 長谷川	大南 康治	にし 西	上野 博行		

【令和2年(2020年)4月1日現在】
※敬称略

5月のありだがわ

各イベントなどの詳細は、
☎ 52-2111 にご連絡いただくか、
【 】内の担当までお問い合わせください。

月	火	水	木	金	土	日
<input type="checkbox"/> 消費生活相談 (毎週金曜日) (第1金曜日:清水行政局、それ以外:金屋庁舎) 【商工観光課】	【お知らせ】 当ページに掲載しているイベントなどについて、やむを得ず中止となる恐れがあります。最新の情報は町ホームページなどでご確認ください。 また、手話講習会(全てのクラス)は当分の間休止します。			1	2	3 憲法記念日 
4 みどりの日	5 こどもの日 	6 振替休日 <input type="checkbox"/> 献血 (スーパーセンターオークワ有田川店) 【健康推進課】	7	8 	9	10
11	12 <input type="checkbox"/> 10カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	13 <input type="checkbox"/> 3歳6カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	14	15	16	17
18	19 <input type="checkbox"/> 献血 (金屋庁舎) 【健康推進課】	20 <input type="checkbox"/> 1歳6カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 <input type="checkbox"/> 一日行政相談所 (きび保健福祉センター)【総務課】	21	22	23 	24
25 <input type="checkbox"/> 水道・下水道料金納期限 【水道課・下水道課】 <input type="checkbox"/> 献血 (坂口製作所和歌山工場・清水行政局) 【健康推進課】	26 <input type="checkbox"/> 4カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	27 <input type="checkbox"/> 2歳児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	28	29	30	31 
6/1 <input type="checkbox"/> 全期軽自動車税納期限 【税務課】 <input type="checkbox"/> 第1期固定資産税納期限 【税務課】	2 <input type="checkbox"/> 集団健診 (大谷公民館・水尻公民館) 【健康推進課】	3 <input type="checkbox"/> 健康相談 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	4	5 	6 	7

復興記念碑（尾中地区）

和歌山県は「災害県」とも呼ばれるように、梅雨時の大雨や台風、土砂災害などによって繰り返し大きな被害を受けてきました。また、東南海・南海地震は約90年から150年周期で発生しており、巨大地震の発生も危惧されます。

繰り返し起こる災害に対し、先人たちは災害の記憶を後世に伝えるために、紙・木・石などに記録を残しており、県内では江戸時代以降のものが多く知られています。近年では大規模な災害の発生を受けて、過去の災害の記憶を今に伝える資料が改めて注目されています。町内では昭和28年（1953年）7月18日に発生した大水害「7・18水害」に伴う石碑が多く存在しており、尾中地区に建てられた復興記念碑もその一つです。

7・18水害では、梅雨前線の活発な活動により県中部山岳地帯で集中豪雨となり、有田川流域でも大規模な土砂崩れが発生し、堤防が決壊して大氾濫となりました。県内における人的被害は、死者615人、行方不明者431人、重軽傷者6600人以上、家屋の被災

8600棟余り、被害者総数約25万人という大惨事となり、県下史上最悪の気象被害といわれています。最も被害の大きかった有田郡では、総人口の約6割が被災者となりました。

復興記念碑は有田川の堤防上、尾中公民館の西側にあります。7・18水害からの復興を記念し、昭和35年（1960年）5月に建立されたものです。石碑の裏面には次のような文章が刻まれています。

「昭和28年7月18日、いまだかつてない大水害の被害を受け、出・尾中地区の堤防が約1kmにわたって決壊し、死者25人、負傷者多数を出した。家屋や田畑が流失し、荒野と化したので、昭和29年（1954年）7月に国費・県費で復興に着手した。川幅は約70mを1.2kmにわたって拡幅し、宅地造成により家屋120戸を移転した。流失や埋没した田畑は災害耕地復旧事業に着手し、河川改修特別委員会や土地改良区および地元住民の協力を得て、昭和35年5月に完成を見た。よって永久に記念するために本碑を建立する。」

昭和28年の大水害から60年以上が経過し、今後ますますその記憶が風化していくことが予想されます。身近に残る災害の記録は、災害への記憶や教訓を未来へ伝える大切な場所といえます。

